

(2) 令和5年度決算に基づく資金不足比率

ア 算定を行った公営企業会計数：100 会計

※ 県内の市町村、一部事務組合（県が加入するものを除く）及び広域連合において、公営企業を経営するものとして資金不足比率の算定を行った会計数

イ 経営健全化基準（20%）以上の会計：なし

ウ その他資金不足が生じた公営企業会計：2 会計

- ・ 宜野座村下水道事業特別会計（資金不足比率：9.5%）
- ・ 伊平屋村船舶運航事業特別会計（資金不足比率：9.3%）